

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第14号

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第99号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

### 5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。）第15条第2項に定める輸出証明書（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係るものに限る。以下この項において同じ。）の発行に関する事項
- (2) 法第17条第2項に定める適合施設（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設に限る。以下この項において同じ。）の認定に関する事項
- (3) 法第17条第4項に定める適合施設の認定要件に係る確認に関する事項
- (4) 法第17条第5項に定める適合施設の改善を求めることおよび適合施設の認定の取消しに関する事項
- (5) 法第53条第2項に定める報告等を求めること又は立入調査等に関する事項
- (6) 法第53条第5項に定める輸出証明書の発行又は適合施設の認定の

## 取消しに関する事項

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。